

第5回 高水協議会 要旨

日 時：平成18年2月5日（日） 午後1時30分～午後4時30分

場 所：あがたの森公民館 2-8号室（松本市）

出席者：19名中18名

次 第

- 1 開 会
- 2 連絡事項
- 3 議 事
 - (1) 論点整理について
 - (2) その他
- 4 閉 会

決定事項

- 1 第4回高水協議会要旨を長野県のホームページ等で公表する。

配布資料

資料－1・・・高水協議会論点 [第4回高水協議会 資料－2を補足・修正]
(会員意見も添付)

資料－2・・・高水協議会について

諮問9河川の流出解析資料

小松会員、大西会員、野原会員、馬島会員、常田会員資料

※資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

議事要旨

□論点整理について

～事務局作成の「高水協議会論点」(第4回 高水協議会 資料－2)に、会員の補足・修正を加えた「高水協議会論点」(第5回 高水協議会 資料－1)に対する議論を行った。

○【基本高水流量は幅のある目安であり金科玉条的に扱うべきではない】

- ・大項目に挙げなくとも、中・小項目に挙げている論点を議論していけばよい。
(事務局)

- ・基本高水を一所懸命に科学的、合理的に決定したとしても、自然現象を絶対的に反映したものではない。基本高水は目安以上には成り得ないと思っている。意見の一致を見れば、全体の話し合いの結果として、この場所(大項目最上段)に位置付けたらどうかということを追加した。(9五味)

- ・【総合判断】に、まとめの項目として位置付ければよい。(11 中沢)

- ・「基本高水は唯一解で選択の問題」という考え方をすべきではない。(5 野原)

- ・【基本高水流量の見直し(と再検証)】あるいは【総合判断】の項目が入れば、大項目に入れなくともよい。(4 大西)

- ・事務局はなぜこのようなかたちのまとめ方をしたのか説明されたい。(18 宮入)

- ・第4回高水協議会で、それまでに出了意見から、事務局が論点をまとめて提案した。これに対して、会員からの補足・修正等を加えたものが今回の資料。今までの経過を踏まえて作成したものと理解されたい。今回追加した項目については、会員の意見を尊重して整理した。ただし、【今までの手法への問題点】、【新たな（今後の）手法等の提案】を分けたのは事務局の判断である。（事務局）
- ・大項目でなくともよいが、【総合判断】での扱いも検討されたい。（9 五味）
- ・まとめの中に含まれるべき内容ではないか。（16 山岸）
- 【基本方針と整備計画】
 - ・論点はよくまとまっている。我々の仕事は基本高水の見直しである。ということは、河川整備基本方針の見直しであり、河川整備計画の見直しではない。最終的には、長野県治水・利水ダム等検討委員会でやり残した仕事、つまり選択の問題に対して結論を出すことであり、河川整備計画に関するような論点ははずした方がよい。（1 小松）
 - ・基本方針と整備計画を論点とする項目が必要である。（3 内山）
- 【用語の定義】
 - ・言葉の意味を理解した上で、それから議論に入っていくべきである。また、対外的にも理解してもらう必要があり追加した。（5 野原）
 - ・「治水安全度」、「年超過確率」は【計画規模】に、「流出率」は【定数設定】に入れる。（4 大西）
- 【洪水防御計画規模の決定】
 - ・基本高水を決定したときの判断について、行政からどんな説明があったかということも一緒に考えた方がよい。（7 常田）
- 【総合判断】
 - ・これまでの検討過程の集約が必要である。（11 中沢）
- 【合理式での検証、合理式法の採用】
 - ・「河川・砂防技術基準」でも「合理式での検証」が謳われており、合理式適用が可能な集水面積の範囲のものは、比較が必要である。（7 常田）
 - ・「河川・砂防技術基準」が改正され「合理式での検証」が謳われている。（4 大西）
- 【流量確率からの検証】
 - ・国の基本高水の検証の中では、流量確率からの検証も行っているため、同様な検証が必要である。（4 大西）
- 【洪水再現計算】
 - ・貯留関数法の定数が適正かどうか、洪水再現計算が行われているが、更に計算をして、現在の基本高水の検証に使う必要がある。（4 大西）
- 【監視カメラ設置】
 - ・圧力式の水位計を使った水位観測は土砂がたまると測定できなくなるため、監視カメラの設置が望ましい。（2 小沢）
 - ・水位を中心とした監視カメラの設置を今の手法の検証として観測体制に入れる必要がある。（4 大西）

○【基本高水流量の見直しと（再検証）】

- ・【基本高水流量の再検証】として、ここに【総合判断】や、色々な意見も含めて、判断をする項目にすればよい。最終的には基本高水の再検証がこの協議会の目的である。（4 大西）
- ・ 流下能力の把握と総合的な土砂管理が必要である。（15 花岡）

○【河川・砂防技術基準の問題点】

- ・ 降雨量の観測体制（場所・精度）が不備である。問題は「河川・砂防技術基準」にある。（案）がなくなっても、観測に関しては変わっていない。（3 内山）

○【その他】

- ・ 現在の基本高水のまま、整備を続けたときの費用対効果についても、まとめの段階で問題提起する必要がある。（16 山岸）

- ・ 論点整理は、事務局から本日提案されたものを基本とし、本日の意見を事務局で整理すること。（座長 塩原）
- ・ 今までに配布された資料に通し番号を付けることを要望する。（17 田口）
- ・ 次回の内容等については、座長、座長代理、事務局で相談して決めたい。（事務局）

～第5回高水協議会で議論した「高水協議会論点」について、事務局で整理したものは [別紙](#)のとおり。